

返戻金制度（返済義務）

採用決定者が、入社辞退や採用後に自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、当社は求人事業者に対し、次の基準で人材紹介サービス利用料を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

退職、解雇が

- ▶入社後1ヶ月未満の場合 ⇒ サービス利用料の100%
- ▶入社後1ヶ月以上3か月未満の場合 ⇒ サービス利用料の50%
- ▶入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 ⇒ サービス利用料の30%